２０２２年度［令和４年度］
事業計画

社会福祉法人アンビシャス

目次

法人理念 ３

社会福祉法人アンビシャス「法人計画」 ４

職員研修計画 ６

2022 年度営業予定表. ８

生活介護事業所「いるか」 ９

生活介護事業所「自由工房」 １１

身体障がい者福祉ホーム「ステップ６・２」 １４

居宅介護事業所「アンビシャスケアセンター」 １５

訪問介護事業所「アンビシャスケアセンター」 １７

札幌市障がい者相談支援事業所「相談室すきっぷ」 １９

法人理念

『どんなに障がいが重くても、自己選択・自己決定・自己責任において、自分が望む地域で暮らせる社会を目指す』

運営方針

１．私たちは、当事者運動から生まれた法人として、障がいのある人とない人が対等・平等な関係のもとで活動します。
２．私たちは、利用者支援に必要な専門性をより高め、意欲と誇りをもって働くことができる職場づくりを目指します。
３．私たちは、障がいの有無にかかわりなく、誰もが尊重され共に暮らすことのできる地域づくりを目指します。

地域で暮らす、その一歩を、ここから

２０００年４月に開所したアンビシャスは、自立をめざす障がいのある方の「生活」と「活動」の場です。

施設ではなく、ひとつの地域と位置づけ、さまざまな経験を経て、実際に自立して生活することを目標としています。

また、障がいのある方もない方も、新たな交流の場としてぜひ活用してください。

社会福祉法人アンビシャス「法人計画」

基本方針

１　社会福祉法人に求められている使命と役割を踏まえ、関係法令等を遵守し、社会の負託に応え得る法人運営に努める。

２　当事者運動から生まれた法人として、利用者の自己選択・自己決定を根幹とした利用者主体の支援姿勢を旨とするとともに、障がい者を取巻く社会環境の変化、障害福祉制度の動向及びアフターコロナの社会情勢を踏まえた事業運営に努める。

３　すべての職員が利用者支援に必要な専門性を高めるとともに、意欲と誇りをもって働くことができる職場環境・労働環境の整備に努める。

４　将来にわたっての安定的な法人運営を確保するため、今後の事業展開について理事会のみならず、職員間の議論や意見聴取を行い、昨年度策定した経営計画の発展的見直しを行う。

重点項目

１　コンプライアンスの重視

２　法人理念と社会情勢の変化に配慮した法人・事業運営

３　職員のスキルアップと職場環境・労働環境の整備

４　今後の事業展開の検討と財務基盤の強化

重点項目

１　コンプライアンスの重視

（１）令和 ２ 年度において、関係法令等の順守の面で一部好ましくない事例が散見されたことから、職員の法令順守についての意識向上を図るとともに、職員間での牽制体制のあり方を検討、整備する。

（２）令和 ４ 年度から制度化される車輌運転時のアルコール検査や身体拘束の適正化など制度の変遷に留意し、職員への周知を図るとともに、研修の開催など実効性のある取組に努める。

２　法人理念と社会情勢の変化に配慮した法人・事業運営

（１）法人理念を基盤とするとともに、障がい者を取り巻く社会、制度の変化の的確な把握に努め、利用者に最適な支援の提供に努める。

（２）特に新型コロナ感染症の拡大によって大きく変化した社会情勢を踏まえ、利用者ニーズに則した支援のあり方を検討し、日中活動の充実に努める。

（３）生活介護事業については、原則として隔週の土曜日を開所日とし、より利用者ニーズに応えた事業運営に努める。

（４）法人サービスの利用に関する利用者アンケートと家族懇談会を引き続き実施し、利用者支援の向上、各事業の充実及び法人運営に反映する。

３　職員のスキルアップと職場環境・労働環境の整備

（１）介護技術の向上や資格取得のための研修に加え、職員の一層のスキルアップを図るため、職員の意向、職制等に基づき全職員を対象に他施設の優良事例の見学や企業での研修などを実施する。

（２）事務処理負担の軽減を図るため、館内ＩＴ環境の改善を図る。

（３）健康診断やストレスチェックの実施と産業医と連携した職員の健康管理に努める。

（４）年次有給休暇の取得を促進するとともに、ハラスメント対策等を実施するなど、働きやすい、職場環境・労働環境の整備を進める。

４　今後の事業展開の検討と財務基盤の強化

（１）将来に渡っての安定的な法人運営を確保するため、理事会での今後の事業のあり方についての検討を行うとともに、職員間の検討や意向調査を行うなど、役員と職員が協働した事業のあり方の検討を行う。

（２）検討結果については、令和 2 年度に策定した経営計画を発展的に改定するなどし、10 年後の法人目標の明確化を図る。

職員研修計画

基本方針

１　職員のスキルアップと職責に応じた人材育成に努める。

重点項目

１　介護技術の向上と介護職としての専門性の向上
２　教育風土の構築
３　資格取得支援

重点項目

１　介護技術の向上と介護職としての専門性の向上
職員のキャリアと職責に応じた内・外部研修への積極的な参加を促し、多様なニーズと利用者支援に必要な専門性をより高めるとともに、職員の資質の向上を図る。

２　教育風土の構築
（１）管理者、主任、主任補佐、一般職それぞれの職制に応じた各種研修への積極的な参加を促進する。
（２）全職員を対象に、他施設の優良事例の見学や企業などでの研修を職員音意向を踏まえながら実施し、その結果を取り入れる進取の精神の涵養と積極的で自由闊達な議論を可能とする職場づくりを目指す。

３　資格取得支援
公的資格取得支援制度の活用した介護福祉士等の資格取得や、介護職員初任者研修、実務者研修等の受講を促進する。

研修予定一覧

	主催者・団体・会社名	研修内容	対象者
1	内部研修（法人内委員会主催含）	各種制度の理解、虐待防止、事故防止、感染防止、 日中活動支援、介護技術、車両運転など	全職員対象
2	外部研修（市内外、道外）	外部施設見学や実習、福祉機器展など	全職員対象
3	関係機関主催の研修	勉強会又は講演会	全職員対象
4	地域部会、専門部会	勉強会又は講演会	全職員対象
5	北海道ケアマネジメント ネットワーク	相談支援従事者研修 （サービス管理責任者向け・基礎研修・現任研修）	生活介護、相談支援の要件該当者
6	北海道社会福祉協議会	介護職員等のたん吸引等研修 指導看護師	生活介護、居宅介護の要件該当者 看護師
7	北海道社会福祉協議会	新任介護職員研修	経験年数３年未満
8	各種養成校	福祉有償運送運転者講習・同行援護従事者養成研修	居宅介護
9	各種養成校	介護職員初任者研修、実務者研修等	無資格者
10	吉岡経営センター	財務等に関する研修	総合施設長、部長、管理者等

2022年度　営業日予定表

4月

16日（テイクアウト）

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

5月

7日・21日（給食）
スイーツ調理企画

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月

平日外出企画（少人数）
4日18日（焼肉）

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月

2日・16日（給食）
平日外出企画（少人数）

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

8月

6日・20日（テイクアウト）
平日流し〇〇

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9月

3日ながつき（仮）又はキッチンカー
17日（テイクアウト）

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

10月

平日外出企画（少人数）
1日・15日（給食）
スイーツ調理企画

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

11月

5日（テイクアウト）
19日（給食）
平日外出企画（少人数）

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

12月

3日・17日（クリスマス）給食

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

1月

7日・21日（テイクアウト又は鍋）

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

2月

4日（運動会又はアンビスタ）（給食）
スイーツ調理企画

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28				

3月

4日（テイクアウト）

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

※土曜日のみ、10時～15時までの営業となります。

生活介護事業所「いるか」

事業方針

1　地域に根差した生活介護事業所として多種多様な利用ニーズに応え、地域に必要とされる事業運営を目指す。

2　様々な経験ができる活動や身体機能の維持と向上を目指した活動を基本とし、利用者の生活をより豊かにできる日中活動を実施する。

重点項目

1　個別支援計画に基づいた取り組みの強化

2　日中活動の活性化と充実

3　介護技術の向上と支援体制の強化

4　新規利用者の受け入れと利用率の向上

重点項目

1　個別支援計画に基づいた取り組みの強化

（1）日頃の日中活動の様子や個別面談による聞き取りから、利用者自身の目標設定とよりよい日中活動となる個別支援計画を作成する。

（2）定期的に会議を開催し、職員間の共通認識と共通理解を明確にし支援と介助の一貫性を図る。

（3）職員一人一人が利用者の新たな一面や能力、気付きと発見、可能性を見い出し、より良い介助と支援ができるよう職員間の情報共有と連携を密に図る。

2　日中活動の活性化と充実

館内レクリエーション

（1）利用者が「楽しむ・喜ぶ・達成感」が得られるレクリエーションを実施する。
また、マンネリ化を防止するためにも月単位のプログラム化と、新しいレクリエーションなどの情報収集も行い、利用者に楽しんでもらえる日中活動に取り組む。

活動内容：魚つりゲーム、スラッガーゲーム、ルーレット、射的、すごろく等

（2）ADL 低下の予防と運動不足の解消を目的として、トレーニング器具を用いた体操やスポーツ、レクリエーションを実施する。

活動内容：風船バレー、棒体操、棒サッカー、卓球、ボッチャ等

（3）利用者が参加しやすい環境作りと雰囲気作りを行い、利用者職員と共に日中活動

の活性化を図る。

（４）ご家族に向けた連絡帳だけでなく、日中活動や企画時の様子を伝えることを目的に Web にて閲覧できる広報ツールを導入する。

創作活動

（１）季節が感じられる、はり絵や壁飾り等の創作活動は、利用者と職員の協同作業で一緒に行う。

（２）重度の障がいがある方でも、手や指、耳などの感覚や感触が体感できる活動や身体機能が維持できる体操などの支援を行う。

活動内容：美文字教室、はり絵、塗り絵、折り紙、壁紙作り、スクラッチアート、箱作り、紙ねんど、クロスワード、トランプ、ボードゲーム、iPad アプリ、スヌーズレン、音楽鑑賞、楽器演奏、映画鑑賞等

外出企画

（１）感染対策を行いながら、外に出る機会を作り気分転換ができるよう、近隣の散策とドライブや少人数、短時間での外出企画を実施する。

３　介護技術の向上と支援体制の強化

（１）利用者個々の介助方法の見直しや手順書の更新を行う。

（２）障がい特性に応じた適切で安全な介助ができるよう、介護技術の向上を目的とした研修に参加する。

（３）介護職員等による喀痰吸引等研修を受講し、医療的ケアが実施できる生活支援員の体制整備を行い、スキルアップと安心・安全な事業所体制としていく。

（４）日中活動と入浴サービスの介助体制の充実を目的として、大浴室と小浴室の併用利用や、各浴室の改修と特殊浴槽の導入について検討する。

４　新規利用者の受け入れと利用率の向上

（１）新規受け入れに向けた取り組みとして各特別支援学級や近隣の相談室関係機関への事業所ＰＲを行う。

（２）第１・３土曜日の活動日拡大に伴い、既存利用者による利用調整を行うと共に新規利用者の受入れに繋がる広報を継続的に行い、土曜日による安定した日中活動の場の提供と利用率の向上を図る。

生活介護事業所「自由工房」

事業方針

１　利用者主体の活動

様々な経験を通してチームワークや人間関係を学び社会生活力の向上を目指す。職員は利用者主体の活動に取り組めるよう、必要な支援とエンパワメントの姿勢を持って関わる。

２　可能性の発掘

重度の障がいがある方の新規受け入れを積極的に行い、様々な体験活動を通じて、興味を持ち楽しみながら取り組めることを社会参加の大切な第一歩として意識し、個々に合わせた活動を見つけ本来持っている力を育んでいく。

重点項目

１　個別支援計画に基づく支援
２　日中活動の充実と社会生活力の向上
３　新規利用者の受入れと専門性の向上、研修体制の整備

重点項目

１　個別支援計画に基づく支援

（１）個別支援目標に沿った日中活動となるよう、職員間での共通の理解と情報の共有を図り、適正で一貫性のある支援の提供を行う。

（２）日頃の日中活動を基に個別面談を行い、活動を楽しむ中で充実と達成感が得られ、利用者自身が主体的・意欲的に活動出来る個別支援を行う。

（３）個別支援目標に基づき、歩行訓練や作業訓練を行い身体機能の向上を図る。

（４）障がい特性に沿った個別支援計画の作成について定例的な会議や研修を行い、職員のスキルアップと個別支援の充実を図る。

２　日中活動の充実と社会生活力の向上

<u>日中活動の充実に向けた取り組み</u>

創作活動

（１）販売活動の活性化を目標に新商品の提案や開発を行う。既存の商品は安定した作品作りに取り組む。

商品内容：ステンシル・ガーゼハンカチ・コースター・アクリルたわしなど。

（２）趣味活動では、活動希望の聞き取りや自己選択できる複数の活動を展開し、充実を図る。更に、新しい趣味活動の提案を行いマンネリ化の防止に努める。

活動内容：スクラッチアート、パズル、ＵＶレジン、生け花、ちぎり絵、ぬり絵、ゲー

ム、ipad アプリなど。

（３）障がい特性に合わせた活動の充実を目標に、支援方法の見直しや検討会議を行い、利用者主体の活動となるように支援内容の充実を図る。

生産活動

（１）ステンシル布巾等の創作物の作成と販売、外部からの委託作業（ヤマトＤＭ便）などにより工賃の配分を行う。

（２）駄菓子販売、喫茶の営業や創作物の外部販売などを通して、接客や商品管理などの職業体験の貴重な場として活動する。

（３）障がいの程度を問わず、生産活動に参加しやすい環境作りや支援方法の改善に取り組み、様々な体験が出来る支援体制の整備を行う。

外出企画・館内レクリエーションの充実

（１）感染対策を行いつつ企画の充実と外へ出る機会の創出を図る。少人数での外出計画の実施やドライブスルーでテイクアウトの買い物外出、四季のドライブなどコロナ禍でも楽しめる外出企画の充実を図る。

（２）コロナ禍における日中活動の活性化を図り、レクリエーション器具等の活用や、バリエーション豊かなゲーム大会、脳トレーニング、簡単な調理レクリエーションなどを実施する。

また、運動不足の解消にスポーツゲームや体操を取り入れ、心身のリフレッシュを図る。

社会生活力の向上

（１）利用者自身が主催者となり日常生活に活用でき、日頃の興味や関心のある事をテーマにプログラムの開催を開催する。

（２）利用者主体の作成による「自由工房広報誌」を年 4 回発行、チームで関わる事でやりがいや達成感などの経験に繋げる。

（３）特別支援学校卒後の利用者や若年層向けに、社会生活に活用できる取り組みや社会参加を充実させた内容と福祉玩具や学習ドリルを活用、学力の向上を目指した支援を行う。

（４）職員が主催するプログラムでは、個別に必要な社会生活力の向上と自立を目標に、少人数制による企画に取り組む。

（５）他事業所間の交流や、利用者同士の繋がりを深める事や、新しい関わりを広める事により、社会経験の場となるよう支援を行う。

３　新規利用者の受入れと専門性の向上、研修体制の整備

（１）第１・３土曜日の活動日拡大に伴い、既存利用者による利用調整を行うと共に新規利用者の受入れに繋がる広報を継続的に行い、土曜日による安定した日中活動の場の提供と利用率の向上を図る。

（２）各特別支援学校や相談機関などに対して事業所ＰＲを行うと共に、体験学習（実習）の受入れを積極的に行う。

（３）各種資格（介護福祉士、サービス管理責任者、強度行動障害支援者養成）取得を奨励し、支援技術の向上を図る。

（４）外部研修の参加職員による内部職員に向けた伝達研修の開催、法人内の他職種や上記研修修了者による事業所間での内部研修を実施し、人事交流と職員の資質向上を図る。

身体障がい者福祉ホーム「ステップ６・2」

事業方針

地域移行に向けた通過的な場所としての住居を提供し、日常生活に必要な支援と自立生活を目指すための支援を行う。

重点項目

１ 福祉ホーム入居後の日常生活支援の充実
２ 安定した事業経営と地域移行を目指す福祉ホームの在り方についての検討
３ 居住空間における感染防止対策

重点項目

１ 福祉ホーム入居後の日常生活支援の充実

（１）地域移行を実現するため年２回の個別面談を実施し、入居後の福祉サービスの利用状況や日常生活の把握を行い、安定した生活に繋がる相談支援を行う。

（２）個別面談をもとに、将来に向けた地域移行先の必要な準備を整理し、支援者となる相談室やサービス事業所の関係機関とも連携し、入居者が希望する地域への移行支援を円滑に行う。

２ 安定した事業経営と地域移行を目指す福祉ホームの在り方についての検討

（１）安定した事業運営と経営を図るため、近年のステップ６・２の利用ニーズを踏まえて、バリアフリー住環境を活かした共同生活援助（外部サービス利用型）への体系移行を検討する。

３ 居住空間における感染防止対策

（１）入居者自身による毎日の検温と手指消毒を基本に行ってもらう他、共有部の館内消毒や入館者の検温と名簿記入を継続する。また、感染症防止に関わる注意喚起などを定期的に行い、感染防止に必要な情報の発信に努める。

（２）発熱者等が発生した場合は、法人が定める感染防止マニュアルをもとに対応し、速やかに各関係機関への情報提供を行う。入居者の利用事業所による支援が得られない場合は、ホーム担当を中心に入居者支援を行う。

（３）マスクや消毒液、ガウンや養生テープなどの備蓄品を使用し、他入居者への感染拡大防止や併設事業である生活介護事業の休業など、クラスター防止に留意し安全な対策を行う。

居宅介護事業所・重度訪問介護事業所・同行援護事業所
「アンビシャスケアセンター」

事業方針

障がいのある方が地域で安心した自立生活を送るための居宅支援を行う。

重点項目

1　人材確保と安定した派遣体制の構築
2　居宅介護計画に基づく利用者支援
3　利用者支援の技術向上と育成指導

重点項目

1　人材確保と安定した派遣体制の構築

（1）手稲区、西区に住む地域生活者への安定した派遣体制と事業運営を図るため、雇用する非常勤ヘルパーとの個別面談を年２回実施し、事業所から離れた環境となる業務と支援状況の把握を行い、安心して勤務できるフォローアップに取り組む。

（2）新たな福祉人材の確保に向けては、計画的に求人媒体を活用するとともに新卒者をターゲットにした学校への求人活動に取り組む。その他、法人ホームページを活用し求職者向けに居宅事業における支援と業務の様子を公開し、福祉の障がい分野に興味と関心が高まるよう啓発活動にも取り組む。

（3）既存利用者の支援内容や時間などの状況を定期的に確認し、必要に応じて派遣調整を行う。また、新規利用者からの問い合わせについては、迅速な対応、柔軟な姿勢で派遣に繋がる体制を目指す。

2　居宅介護計画に基づく利用者支援

（1）サービス提供責任者による支援中の自宅訪問や実際に在宅支援に入る中から、生活状況と支援内容の把握を行う。また、居宅介護計画に関わる担当者会議では、担当ヘルパーとの情報共有から支援の在り方や見直しを行い、事業所における統一性のあるヘルパー派遣に繋げる。

（2）事業所携帯の連絡アプリを有効活用し、サービス提供責任者と担当ヘルパーとの連絡調整や、資料データの送付など、夜間休日でも事業所とヘルパーが連携できる体制の構築を図る。

3　利用者支援の技術向上と育成指導

（1）居宅支援に必要な介護業務のスキルアップを図るため、実務に関連する研修や事例勉強会を実施する。また、新型コロナ感染状況に応じてオンラインで研修を開催する。（※別紙年間研修計画）

（2）コロナ禍における在宅支援に向けて、法人が定める新型コロナウィルス感染症対

策マニュアルをもとに感染対策を講じる。また、感染防止マニュアルの確認や防護具の装着練習を定期的に行う。

訪問介護事業所「アンビシャスケアセンター」

事業方針

要介護者の方が地域で安心した日常生活を送るための訪問支援を行う。

重点項目

１ 新規利用者の受入れ
２ 人材確保と安定した派遣体制の構築
３ 訪問介護計画に基づく利用者支援
４ 利用者支援の技術向上と育成指導

重点項目

１ 新規利用者の受入れ

（１）地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携を深め、事業所として受入れ可能な時間帯や支援内容の周知し、新規利用者の受入れに繋げる。

２ 人材確保と安定した派遣体制の構築

（１）手稲区、西区に住む地域生活者への安定した派遣体制と事業運営を図るため、雇用する非常勤ヘルパーとの個別面談を年２回実施し、事業所から離れた環境となる業務と支援状況の把握を行い、安心して勤務できるフォローアップに取り組む。

（２）新たな福祉人材の確保に向けては、計画的に求人媒体を活用するとともに新卒者をターゲットにした学校への求人活動に取り組む。その他、法人ホームページを活用し求職者向けに居宅事業における支援と業務の様子を公開し、少しでも福祉の障がい分野に興味と関心が高まるよう啓発活動にも取り組む。

（３）既存利用者の支援内容や時間などの状況を定期的に確認し、必要に応じて派遣調整を行う。また、新規利用者からの問い合わせについては、柔軟な姿勢で派遣対応に繋がる体制を目指す。

３ 訪問介護計画に基づく利用者支援

（１）サービス提供責任者による支援中の自宅訪問や実際に在宅支援に入る中から、生活状況と支援内容の把握を行う。また、居宅介護計画に関わる担当者会議では、担当ヘルパーとの情報共有から支援の在り方や見直しを行い、事業所とケアマネージャーとの情報共有と連携を図る。

（２）訪問介護計画に基づき、支援の統一性をもったヘルパー派遣を行う。

３ 利用者支援の技術向上と育成指導

（１）居宅支援に必要な介護業務のスキルアップと適切なサービス提供を図るため、実

務に関連する研修や事例勉強会を実施する。また、新型コロナ感染状況に応じてオンラインで研修を開催する。（※別紙年間研修計画）

（２）コロナ禍における在宅支援に向けて、法人が定める新型コロナウィルス感染症対策マニュアルをもとに感染対策を講じる。また、感染防止マニュアルの確認や防護具の装着練習を定期的に行う。

（３）手稲区、西区の在宅ケア連絡会へ参加し、介護保険分野の制度理解と情報収集に努め、事業所内の職員にもフィードバックし共有化を図る。

札幌市障がい者相談支援事業「相談室すきっぷ」

事業方針

1　障がいのある方の「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実に向けて、コロナ禍の中においても障害福祉サービスや様々な社会資源の円滑な利用と調整を図り、障がい児者やその家族が地域で安心して生活できる支援体制の構築に向けた相談支援を行う。

2　サービス等利用計画に関わる相談支援と同時に、不登校や引きこもり、8050 問題、触法障がい者や虐待に関わるケースなど、サービス利用だけでは解決できない困難な相談支援においては、地域や医療・福祉・司法・行政などの関係機関と更に連携し支援を進める。

3　札幌市から委託を受ける相談室として、社会情勢や地域の実情、社会資源の動向を注視しつつ、サービス等利用計画を中心とした相談や後方支援はもとより、急を要するよろずの相談にも真摯な姿勢で応じ、障がい当事者が運営する社会福祉法人として当事者エンパワメントの視点を大切にし、身近で相談しやすい相談支援を行う。

重点項目

1　市町村障害者相談支援事業、特定相談支援事業

2　地域支援員及びピアサポーターの取組み

3　関係機関等とのネットワークの強化

重点項目

1　市町村障害者相談支援事業、特定相談支援事業（計画相談支援）

（1）障がいのある方や各関係機関と地域住民に対し、地域に根ざした身近な相談窓口として専門性と経験を活かした相談支援を提供する。また、相談員個人の相談援助技術の向上に向けて、専門的な分野に関わる外部研修に積極的に参加し自己研鑽に努め、相談室の一貫した相談対応と支援水準を更に高める。

（2）サービス利用に関わる計画相談支援、指定相談支援事業所や関係機関への後方支援、サービス利用に関わらないよろず相談などの多様なケースに対し、コロナ禍においても適切な相談支援が提供できるよう、オンラインの活用や感染防止対策を十分に講じた相談環境の整備に努め、課題解決に向けた相談支援を行う。

（3）各関係機関や地域の関連団体との連携を更に深め、相談者を取り巻く関係者と社会資源・地域住民とが一体となり、地域で安心して生活できる支援体制の構築に取り組む。

（4）札幌市自立支援協議会相談支援部会の構成員および西区地域部会の事務局として、相談支援の実践経験と併せて、地域課題の抽出と検討を行い、相談者が安心して生活できる地域社会の実現に向けて部会活動に参画する。

２　地域支援員及びピアサポーターの取組み

地域支援員配置業務

（１）これまでの活動で蓄積してきた経験と地域との繋がりを活かし、地域の関係機関、団体、地域住民と連携し、障がいのある方と地域住民が共に安心して生活できる地域ネットワークを構築する。

（２）今後の災害に備え、継続して地域住民や関係機関との関係性の構築に努め、災害時要配慮者支援の周知や専門的な助言を行う。

（３）コロナ禍などの社会情勢に応じて、オンラインを活用したリモート面談や会議、講演などを検討し、感染対策を講じながらも地域や関係機関との繋がりをもった活動を積極的に継続する。見守り活動により障がいのある方が安心して地域生活を継続できるよう、途切れない相談支援を提供する。地域に開かれた相談支援事業所を目指し、町内会、民生委員、関係機関等との顔の見える関係づくり、高齢分野など垣根を超えた連携を通して地域のネットワークを構築する。

ピアサポーター配置業務

（１）自分の力を活かして地域で自立生活を送るための知識や技術を学び、エンパワメントできる機会や IL プログラムを定期的に実施する。また、ILP 参加者との関係性を構築し、個別相談へと展開する。

（２）啓発活動の一環として、ピアサポーターが主となって町内会や民生委員、各種学校、地域サロン等に訪問し、市民に直接関わりながら理解を促していく。また、福祉分野以外に限定せず広く一般市民向けのイベント等への参加や、研修・勉強会での講演等を通して、地域生活を送る障がい者への理解促進を図る。また、その際は社会情勢を鑑み、オンライン等も活用する。

（３）障がい特性に合わせながら、個々のスキルアップを目的に積極的に研修を受講する（内部研修の開催、ピアサポーター交流会・外部研修の受講）その他、各専門分野の仕組みや関係法令について理解を深め、より良い援助技術と知識を習得する。

３　関係機関等とのネットワークの強化

（１）日々の個別ケースから見えてくる地域ニーズの把握や、札幌市自立支援協議会相談支援部会や西区地域部会への参画を通して地域課題を抽出し、課題解決に向けた活動に取り組みながら必要な社会資源の創出に努める。

（２）各関係機関や町内会等が主催する会議や集会に参加し、地域における連携強化を図り、地域住民や関係者との協力体制を構築する。

（３）各種部会と課題解決に向けたプロジェクトチームへの参画、障がい保健福祉圏域である西区・手稲区・中央区と協同し近隣区の指定相談支援事業所との勉強会や連携に関わる意見交換、地域特性のある社会資源の情報収集、地域包括支援センターや学校、病院などと連携した取り組みを行う。

（４）先行して地域で活動している地域支援員と他の相談員、ピアサポーターで連携し、町内会や地域住民に対する障がい福祉や共生社会についての理解啓発活動に取り組む。